

(仮称) 西加瀬プロジェクトに係る条例環境影響評価書の写しの縦覧を行います

川崎市環境影響評価に関する条例第27条に基づき、(仮称) 西加瀬プロジェクトに係る条例環境影響評価書の写しの縦覧を次のとおり行います。

1 指定開発行為の名称

(仮称) 西加瀬プロジェクト

2 指定開発行為者

名称：武蔵小杉特定目的会社

代表者：取締役 田渕 安春

住所：東京都中央区日本橋一丁目4番1号

3 公告日

令和5年5月30日(火)

4 条例環境影響評価書の写しの縦覧

(1) 縦覧期間

令和5年5月30日(火) から令和5年6月28日(水) まで(縦覧場所では土・日曜を除く)

(2) 縦覧場所及び時間

川崎市：中原区役所・幸区役所・幸区役所日吉出張所・環境局環境評価課(市役所第3庁舎15階)

午前8時30分～午後5時(開始日の5月30日は正午から)

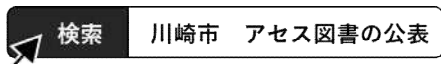
横浜市：横浜市環境創造局環境影響評価課・港北区役所

午前8時45分～午後5時(環境創造局環境影響評価課は午後5時15分まで)(開始日の5月30日は正午から)

(3) ホームページ

上記期間中、本市ホームページに当該条例環境影響評価書の内容を掲載します。

<https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-2-12-1-0-0-0-0-0-0.html>



川崎市 HP

5 事業内容等に関する問合せ先

名称：株式会社GSコーポレーション

所在地：川崎市中原区小杉町一丁目529番1号

電話番号：090-4915-8250(担当：垂水(タルミ))

6 備考

「条例環境影響評価書」とは、条例環境影響評価審査書の内容に基づき、指定開発行為者が条例環境影響評価準備書の記載事項に検討を加えて作成した図書です。

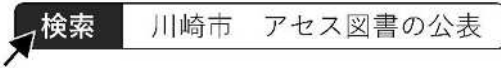

川崎市環境局環境対策部環境評価課 深堀
電話 044-200-2152

環境アセスメントに係るお知らせ

令和5年5月30日

川崎市環境影響評価に関する条例第27条に基づき（仮称）西加瀬プロジェクトに係る条例環境影響評価書（以下「条例評価書」と表記）の写しの縦覧を次のとおり行います。

※「条例評価書」とは、条例環境影響評価審査書の内容に基づき、指定開発行為者が条例環境影響評価準備書の記載事項に検討を加えて作成した図書です。

指定開発行為の基本的事項	指定開発行為者	東京都中央区日本橋一丁目4番1号 武蔵小杉特定目的会社 取締役 田渕 安春
	指定開発行為の名称	（仮称）西加瀬プロジェクト
	指定開発行為の種類	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為（第1種行為） 大規模建築物の新設（第1種行為） 商業施設の新設（第2種行為）
	指定開発行為を実施する区域	川崎市中原区西加瀬5番1 外
	指定開発行為の目的	物流倉庫及び店舗等の新設
	指定開発行為の内容	区域面積：約100,263㎡ 延べ面積：約232,720㎡
	指定開発行為の施行期間	令和5年6月（着工予定）から令和8年8月（完了予定）
縦覧のお知らせ	縦覧期間	令和5年5月30日（火）～令和5年6月28日（水） 縦覧場所ごとの時間、曜日は次項をご覧ください。 期間中は本市ホームページに条例評価書の内容を掲載します。
	縦覧場所及び時間	川崎市：中原区役所・幸区役所・幸区役所日吉出張所・環境局環境評価課（市役所第3庁舎15階）／午前8時30分～午後5時（5月30日は正午から）。土・日曜を除く。 横浜市：横浜市環境創造局環境影響評価課・港北区役所 午前8時45分～午後5時（環境創造局環境影響評価課は午後5時15分まで）（5月30日は正午から）。土・日曜は除く。
	ホームページ	ホームページから条例評価書の閲覧ができます   https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-2-12-1-0-0-0-0-0.html
問合せ先	川崎市環境局環境対策部環境評価課 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話：044-200-2156 FAX：044-200-3921	